



福島医発第 3269 号 (地)
平成 29 年 3 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の Q & A について

平成 29 年 1 月 10 日付け福島医発第 2803 号 (地) にて、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度に係る正常分娩分の取扱いの変更についてご連絡しておりましたが、今般、本取扱いの変更に関しまして、別添のとおり厚生労働省において Q & A が作成された旨、日本医師会より連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、被用者保険加入者の正常分娩の業務の実施に伴う保険医療機関から支払基金への請求方法及び支払関係書類等について、社会保険診療報酬支払基金福岡支部より別紙のとおり、平成 29 年 2 月 15 日付け事務連絡が産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関に直接通知されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

(保 247)

平成 29 年 2 月 23 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の Q & A について

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度において、出産を取り扱う医療機関等における専用請求書の支払機関への提出等は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）等により、平成 29 年 4 月 1 日以降、被保険者等の加入する保険が国民健康保険である場合には、医療機関等所在地の国保連、被保険者等の加入する保険が国民健康保険以外である場合には、医療機関等所在地の支払基金、健康保険法第 106 条又は船員保険法第 73 条第 2 項に該当する被保険者等であって、国民健康保険以外の保険者から支給を希望する場合には、医療機関等所在地の支払基金に提出することとなる旨、平成 28 年 12 月 20 日付（保 213）にて都道府県医師会社会保険担当理事あてにご案内申し上げたところであります。

本取扱いの変更に関しまして、今般、別添のとおり、厚生労働省において Q & A が作成されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、本会といたしまして、請求先の誤り等については、改正による専用請求書の提出先の変更移行期として柔軟な対応とするよう厚生労働省に対し申し入れをしておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会関係会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の Q & A の送付について
(平 29. 2. 16 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課)

事務連絡
平成 29 年 2 月 16 日

日本医師会
日本産婦人科学会
日本産婦人科医会
日本助産師会

} 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の Q & A の送付について

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の直接支払制度の取扱いについては、「「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について」（平成 28 年 12 月 16 日付 厚生労働省保険局長通知）において、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱の一部を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたところですが、別紙のとおり Q & A を作成いたしましたので、その内容を御了知の上、貴管下の会員等への周知につき特段の御配慮をお願いいたします。

(1) 医療機関等コーナー

問1 平成 29 年 4 月以降、被用者保険加入者（国民健康保険以外の医療保険に加入する被保険者等）の正常分娩に係る専用請求書の提出先が国保連合会から支払基金となりました。平成 29 年 2 月以前に正常分娩で出産した被用者保険加入者の専用請求書を月遅れ請求分として提出したいのですが、提出先は支払基金となりますか。

(回答) 平成 29 年 4 月以降は、支払基金が提出先となります。

問2 被用者保険加入者の正常分娩に係る専用請求書が「被保険者証記号・番号誤り」を理由として国保連合会から過誤返戻されました。

被保険者証記号・番号を修正した専用請求書を再提出したいのですが、提出先はどちらになりますか。

(回答) 国保連合会取扱いの過誤返戻再請求分についても、平成 29 年 4 月以降は、支払基金が提出先となります。

問3 現在、国民健康保険に加入されている妊婦の方が、国保からではなく数ヶ月前までお勤めされていた健康保険組合からの出産育児一時金を選択して直接支払制度を利用することを希望されました。正常分娩を予定していましたが、分娩途上の異常により保険診療による出産となりました。レセプトの提出先は国保連合会となりますが、専用請求書の提出先についても国民健康保険から療養の給付を受けていることから、国保連合会となるのでしょうか。それとも国民健康保険以外の保険者から出産育児一時金の支給を希望していることから、支払基金となるのでしょうか。

(回答) 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（平成 28 年 12 月 16 日改正）に基づき、支払基金が提出先になります。

※「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（抜粋）

健康保険法第 106 条又は船員保険法第 73 条第 2 項に該当する被保険者等であって、国民健康保険以外の保険者から支給を希望する場合…医療機関等所在地の支払基金に提出する。

(2) 保険者コーナー

問4 保険者は、当該直接支払制度に係る業務について、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱により支払機関へ委託しているところですが、このうち、異常分娩分については、支払機関でレセプトと専用請求書の一部負担金の突合を実施しているところですか。

そもそも、業務自体が契約により実施されていることから、保険者と支払機関で協議の上、双方の合意があれば、支払機関で突合を実施しないことができると思いますが如何でしょうか。

(回答) 貴見のとおり。

問5 被用者保険においては、正常分娩分の平成29年3月25日提出分までの支払先は国保連合会となるのでしょうか。

(回答) 貴見のとおり。

問6 平成29年3月取扱い分以前に国保連合会から請求のあった被用者保険加入者の正常分娩に係る専用請求書について資格確認を行ったところ、請求内容に誤りを発見しました。

平成29年4月以降、過誤の申出を行いたいのですが、過誤申出先となる支払機関は国保連合会となるのでしょうか。

(回答) 支払基金が過誤申出先となります。